

宇都宮市民プラザ会議室の使用について

次に該当する場合には、使用できません。

- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合。
- ・ 施設、設備、資料を破損するおそれがある場合。
- ・ 施設を会場としての商行為を行う場合。
(商品の宣伝又は営業上の利益を得るための行為等)
- ・ 施設を会場として、受講者を募集し、金銭等を徴収して講座・講習会等を開催する場合。
- ・ その他、市民プラザの管理上支障があると認められる場合。

※会議室内は飲食禁止です。(ペットボトル飲料による水分補給は可。)